

諮問第17号

## 答 申

## 第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）は、「平成9年6・7・8月に支出した市長交際費に関する支出命令書、精算（戻入）書、交際費支出確認書及び前渡資金整理簿」（以下「本件公文書」という。）を部分公開とした決定において非公開とした部分のうち、相手方（交際の相手方をいう。以下同じ。）が識別され、又は識別され得る情報が記録されている部分を除き公開すべきである。

ただし、相手方が識別され、又は識別され得る情報が記録されている部分であっても、市長交際費の支出目的が次に掲げるものである場合は、公開すべきである。

- (1) 「会費」である場合のうち、表彰、記念、歓迎等のための式典、行事等（以下「式典等」という。）に係るものでその金額が参加者等に周知となっているとき又は相手方が国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関若しくはこれらに準ずる団体であるとき。
- (2) 「生花」である場合のうち、密葬等の特別な事情が存在しないとき。
- (3) 「祝金」である場合のうち、全国大会へ出場した団体への支出であるとき。
- (4) 「掲載・購読料」である場合

## 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

## 1 公開請求

異議申立人は、平成9年11月6日、千葉市情報公開条例（平成6年千葉市条例第22号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件公文書の公開請求を行った。

## 2 部分公開決定

実施機関は、本件公文書には条例第9条第2号、第3号、第4号、第6号又は第8号に該当する情報が記録されているとして、次の情報が記録されている部分を非公開とし、その余の部分を開示とする部分公開決定を行い、その旨を平成9年12月4日付け9千総秘第41号で異議申立人に通知した。

- ① 相手方たる個人の氏名及び肩書
- ② 相手方たる団体の名称及び連絡先
- ③ 相手方が発行した新聞、雑誌、書籍等（以下「相手方が発行した新聞等」という。）の名称
- ④ 相手方が関係した行事等の名称
- ⑤ 債権者の名称（代表者の氏名を含む。）、連絡先、印影及び口座情報
- ⑥ 債権者の担当者の氏名
- ⑦ 資金前渡職員の印影

### 3 異議申立て

異議申立人は、部分公開決定を不服として、平成10年2月4日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、債権者の名称（代表者の氏名を含む。）、連絡先、印影及び口座情報並びに資金前渡職員の印影に係る異議申立てには理由があると認められるが、次に掲げる情報に係る異議申立てには理由があるとは認められないとして、平成10年7月17日付け10千総秘第29号で、条例第12条の規定に基づき審査会に諮問した。

- ① 相手方たる個人の氏名及び肩書
- ② 相手方たる団体の名称及び連絡先
- ③ 相手方が発行した新聞等の名称
- ④ 相手方が関係した行事等の名称
- ⑤ 債権者の担当者の氏名

## 第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の部分公開決定を取り消し、全面的な公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

(1) 市長交際費の支出に係る公文書の公開について

実施機関は、個人情報であること、相手方との信頼を損ねる可能性のあること等を非公開の理由としているが、公費である以上、市長は、その用途を明確にする義務がある。用途が明確にされなければ、議会も公費が適正に使われたかどうかを判断することができない。

また、購読料の支払先や、市長の懇談会等への出席に関する情報などについては、市長の政治姿勢を判断するために、市民として当然知る権利がある。

財政厳しき折、市長交際費もまた従来 of 使い方を見直さなければならない時期に来ている。何よりもまず、透明性を高め、必要な市長交際費は残して、慣習的なものは見直すことが求められている。特に、餞別などは個人負担とされるべきであり、見舞や祝金の中にもそのようなものが含まれていると考える。また、暑中見舞広告については、その存在自体が問われている。

さらに、高知県、岩手県等では全面公開されており、積極的に情報提供を行っているところもある。県内でも、既に船橋市が病氣見舞以外のものをすべて公開している。

(2) 条例第9条第2号（個人情報）該当性について

結婚式への出席や葬式の花輪などは、大勢の人の目に触れるなど、実質的には公開されているものである。特に、葬儀は多くの者が参列をするものである。まして、市長が列席するような葬儀というのは、既に多くの者がそれを知っていると思われ、葬儀に列席した者にとって、市長が生花を送ったということは明らかとなっている。

また、祝賀会や展覧会等に市長が出かけた場合などは、その事実は新聞などで公にされているばかりか、むしろ、積極的に宣伝される性質の事項である。

「個人情報＝プライバシー」ではない。市長が公務で交際を行っている以上、相手方においてもこれを公的なものと受けとめているはずである。個人識別型の規定である以上、ある程度はやむを得ないとしても、識別さえできれば非公開と機械的に処理するのは、制度の趣旨を取り違えているといわざるを得ない。

もちろん、特に病氣見舞について、病床にあることを秘匿したいと相手方が願っている場合は、その意思は尊重されなければならないが、この場合であっても、なお、公的立場の市長が市の代表として見舞いをしたものであり、しかも、公開によって病氣の種類や程度について明らかにされるわけではないので、プライバシーの侵害もさほど生じないのではないかと考える。少なくとも、見舞であればすべて非公開というのは乱暴すぎる。

(3) 条例第9条第6号（事務事業執行情報）該当性について

全面公開をしている自治体で交際事務執行上の著しい支障が生じたという話は聞かない。このことが、実施機関の主張する「著しい支障」というものが杞

憂に過ぎないことを示している。

また、支出額に差があつて当然である。まして、市政に貢献した人等であるからこそ交際を受けたのだから、自分や他の相手方の交際内容が公開されたところで、いちいちそのようなことをもって心証を害するものではない。

そもそも、誰にいくら支出したということを知って、不満や不快の念を抱く者が果たして現実に出てくるのか、また、仮にそのような者が出てきたとしても、交際事務の執行に著しい支障が現実には生ずるのか疑問である。市長ができるだけ広い範囲で交際を行っていくことは望ましいことであるし、そのことで誰にいくら支出したかということを知ったとしても、それを「格付け」のようなものとして受け止めて恨みを持つようなことは極めて希なのではないか。既に、日本においても、このようなことをドライに受け止めるだけの共通認識が社会一般に形成されていると考える。

また、公費の使い道を明らかにすることも情報公開の目的の一つであると考えるところ、それをあえて非公開とするほどの「交際事務執行上の著しい支障」とはいかなるものなのか、実施機関の説明ではよく分からない。このままではかえって、市民との信頼関係が損なわれ、事務事業の執行に支障が生ずる。相手方の気持ちもできるだけ尊重しようという市の考えも分かるのだが、公費支出の適正性を明らかにする必要性と比較した場合、市は、後者を重んじるべきではないか。

#### 第4. 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

##### 1 条例第9条第2号（個人情報）該当性について

「相手方たる個人の氏名及び肩書」、「相手方たる個人が発行した新聞等の名称」及び「相手方たる個人が関係した行事等の名称」は、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本号ただし書きのいずれにも該当しないと認められるため、本号に該当する。

「債権者の担当者の氏名」についても同様である。

##### 2 条例第9条第6号（事務事業執行情報）該当性について

「相手方たる個人の氏名及び肩書」、「相手方たる団体の名称及び連絡先」、「相手方が発行した新聞等の名称」及び「相手方が関係した行事等の名称」は、次に掲げる理由により、本号に該当する。

(1) 市と相手方との信頼関係への影響

交際事務は、市と相手方との信頼関係又は友好関係の維持増進を目的として行われるものである。

実施機関が非公開とした情報のほとんどは、相手方が識別され、又は識別され得る情報であり、交際事務において、このような情報を公にすると、相手方に不快、不信の念を抱かせ、市と相手方との信頼関係が損なわれ、今後、市との交際を避けるような事態を招き、交際事務の実施の目的が失われるおそれがある。

(2) 自らに対する市の対応と比較して不満や不快の念を抱く者と市との信頼関係への影響

交際の内容は、市と相手方のかかわり等をしん酌して個別に決定されるものである。このため、具体的な交際の内容を公にすると、それが相手方が識別され得る情報である場合はもちろんのこと、内容によっては、相手方が識別され得ない情報である場合であっても、自らに対する市の対応と比較して不満や不快の念を抱く者が出るのが予想され、市とこれらの者との信頼関係が損なわれ、今後、市との交際を避けるような事態を招き、交際事務の実施の目的が失われるおそれがある。

(3) 市長等の裁量の制約

また、具体的な交際の内容が逐一公にされることとなると、市においても、そのような事態が生ずることを懸念して必要な経費の支出を差し控え、あるいは、その支出を画一的にすることを余儀なくされ、市長、助役、収入役及び局長（以下「市長等」という。）の裁量はその意に反して制約される結果となり、交際事務の適切な実施を著しく困難にするおそれがある。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 市長交際費について

市長交際費は、市長等が、市の行政の適正かつ円滑な運営を期するために、市の代表者としてその職務に関し広範囲かつ多数の関係者と多岐にわたる交際を行う際に要する経費である。

市長交際費の支出区分は、「会費」、「慶弔費」、「餞別・見舞」、「接遇費」及び「その他」の5つに分類されているが、これらはさらに細かく次のように支出目的により分類できる。

- ① 会費 … 定期大会、総会、慰労会、記念祝賀会、懇談会等の会費

- ② 祝金 … 出場祝，就任祝，当選祝，叙勲祝等の祝事への祝金・祝品
- ③ 生花 … 葬儀，慰霊祭への生花等
- ④ 香典 … 葬儀への香典等
- ⑤ 餞別 … 退任，転任する者への餞別金等
- ⑥ 見舞 … 病気等の見舞への見舞金・見舞の品物
- ⑦ 接遇 … 折衝，懇談等への料理代金等
- ⑧ 賛助 … 活動の趣旨等に賛成して助力するための賛助金・募金
- ⑨ 掲載・購読料 … 新聞等に広告等を掲載する代金としての掲載料・広告料，新聞等の購入の対価としての購読料
- ⑩ 土産・お礼等 … 退任する者，来業者等への記念品・土産，市の行事に対する協力者へのお礼金等

市においては，市長交際費の支出を要する事案が発生するごとに，資金前渡職員である秘書課長が，先例を参考にしながら，相手方の地位，相手方の市との関わりの濃淡，貢献度の大小などを考慮し，当該交際の必要性，市長交際費の支出及び金額を決定するが，その判断は，最終的に市長等の合理的な裁量に委ねられている。

市長交際費は，経費の性質上，即時現金払いの必要があるため，その経理には資金前渡を行う方法が採られている。すなわち，資金前渡職員である秘書課長が，月初めにその月の所要予定額をまとめて受け取り，市長交際費の支出を要する事案が発生するごとに個別に決定して執行し，月末にその精算を行っている。

## 2 本件公文書について

本件公文書は，平成9年6月1日から同年8月31日までに支出された市長交際費に係る支出命令書3件，精算（戻入）書3件，交際費支出確認書177件及び前渡資金整理簿1冊である。しかしながら，実施機関が異議申立ての一部に理由があると認めたため，このうちの支出命令書及び精算（戻入）書には実施機関が非公開を主張する部分が存在しなくなり，審査会の審議対象となる公文書は，次に掲げるものとなった。

### (1) 交際費支出確認書

交際費支出確認書は，市長交際費の支出を要する事案の発生ごとに，担当者が支出金額，支出区分（会費，慶弔費，餞別・見舞，接遇費，その他）及び支出内容（支出年月日及び相手方の氏名・名称，行事の名称その他の具体的な交際の内容）を記載して，支出決定者に対し市長交際費の支出について何う際に作成される書類である。支出が終了した後には，支出一件ごとに領収書（これを徴し難いものにあつてはその理由を付した支払証明書）が添付され，前渡資金の精算の報告を行う際にまとめて精算認定者に提出される。

## (2) 前渡資金整理簿

前渡資金整理簿は、千葉市予算会計規則第57条の規定により資金の前渡しを受けた者が現金の出納を整理するために備えている帳簿である。各月順に綴り込まれ、支出年月日、摘要、受領額、支出額、残額等の欄が設けられており、このうちの摘要欄には、相手方の氏名・名称、行事の名称その他の具体的な交際の内容が記載されている。

## 3 相手方に係る情報の条例第9条第2号又は第6号該当性について

相手方に係る情報（第2の4の①ないし④の情報をいう。以下同じ。）の条例第9条第2号及び第6号該当性については、次のとおり整理することができる。

### (1) 条例第9条第2号（個人情報）該当性

#### ア 本号の趣旨及び解釈

本号は、本文において、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から個人のプライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報を一切非公開とすることを定めている。

その一方で、本号ただし書きは、公開しても個人のプライバシーを侵害するおそれのない情報や人の生命、身体、財産等を保護し、公共安全を確保する観点から公開することが公益上特に必要であると認められる情報については、公開することができるとしたものである。

そして、本号ただし書きに規定する「公表することを目的としているもの」は、「個人が、公表されることを前提として提供し、又は公表されることを了承し、若しくは予想して提供した情報」又は「従来から公にすることが慣行になっていて、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報」のようなものをいうと解されている。

#### イ 相手方に係る情報の本号該当性

したがって、相手方に係る情報は、次の要件をいずれも満たさなければ、本号に該当しない。

- ① 相手方たる特定の個人が識別され得るものであること。
- ② 未だ公表されておらず、かつ、外部に公表されることがもともと予定されていないものであること。

### (2) 条例第9条第6号（事務事業執行情報）該当性

#### ア 本号の趣旨

本号は、「市又は国等が行う監査、検査、取締り、契約、試験、争訟、交渉、渉外、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開されることに

より、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」に該当する情報を非公開とすることを定めている。このことは、行政が行う事務事業に関する情報については、原則公開のもと、公開することによって関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められる情報や当該事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報は非公開とすることができるとして、公開する必要性と公開することで生ずる弊害との調整を求めているものであるといえる。

#### イ 本号の解釈

交際事務には、懇談、慶弔、餞別、見舞、賛助などのように様々なものがあるが、これらは、相手方との間の信頼関係あるいは友好関係の維持増進を目的として行われるものである。

そして、これらの交際事務においては、相手方を識別し得るような公文書の公開によって相手方の氏名等が明らかにされることになれば、相手方に不満又は不快の念を抱かせ、今後、市との交際を避けるなどの事態が生ずることも考えられる。

また、一般に市長交際費の支出の要否、内容等は、市と相手方とのかかわり等をしん酌して個別に決定されるものであるから、他と比較して不満や不快の念を抱く者が出ることが予想される。そのような事態が生ずることにより、相手方との間の信頼関係あるいは友好関係を損ない、交際の目的が達成できなくなるおそれがある。

さらに、相手方や内容等が逐一公開される場合には、市においてもそのような事態が生ずることを懸念して、必要な市長交際費の支出を差し控え、あるいはその支出を画一的にすることを余儀なくされることも考えられ、市の裁量はその意に反して制約される結果となり、交際を適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがあるといえる。

これらのことから、相手方が識別され得るものは、相手方の氏名等が既に公表されているか、外部に公表されることがもともと予定されているものなど、相手方の氏名等を公にしても、相手方との間の信頼関係あるいは友好関係が損なわれ又は交際事務の適切な実施に著しい支障が生ずるとは認められないようなものを除き、公開しないことができる情報といえる。

#### ウ 相手方に係る情報の本号該当性

したがって、実施機関は、第4の2で示すとおり、「市と相手方との信頼関係への影響」及び「市長等の裁量の制約」を非公開理由としているところ、相手方に係る情報は、次の要件をいずれも満たさなければ、本号に該当しな

い。

- ① 相手方が識別され得るものであること。
- ② 未だ公表されておらず、かつ、外部に公表されることがもともと予定されていないものであること。
- ③ 市長交際費の支出の要否、内容等が、相手方とのかかわり等をしん酌して個別具体的な事例ごとに裁量によって決定される交際（以下「儀礼的交際」という。）に係るものであること。
- ④ 公にすることによって、相手方との間の信頼関係あるいは友好関係が損なわれ、又は交際事務の適切な実施を著しく困難にするおそれがあると認められるものであること。

なお、儀礼的交際以外の交際であっても、市の特定の事業遂行のために、利害関係者に対する事前の打診や個別折衝等の内密の協議を目的としているものである場合には、相手方の名称等を公開することで、当該相手方が不満や不快の念を抱き、結果として本市の事務事業の運営に支障が生ずることも考えられないわけではない。しかしながら、それは、交際が内密の協議を目的として行われたものであって、記録された情報からそのことが推測され得る場合に限られるというべきであり、少なくとも、相手方の名称や交際年月日等の交際の外形的事実のみが記録されている本件公文書には、そのような情報が記録されているとは認められず、実施機関も主張していない。

また、実施機関は、第4の2の(2)において、内容によっては、相手方が識別され得ない情報であっても、公開されることにより、自らに対する市の対応と比較して不満や不快の念を抱く者が出るということが予想され、市とこれらの者との間の信頼関係が損なわれ、今後、市との交際を避けるような事態を招き、交際事務の実施の目的が失われるおそれがあると主張する。しかしながら、自らに対する市の対応と比較して不満や不快の念を抱くのは、比較する相手方が識別され得るからであり、単なる憶測で不満や不快の念を抱くこととなったとしても、そのような場合にまで公開を拒む理由にはならない。

(3) 条例第9条第2号又は第6号該当性の基準

以上のことから、相手方に係る情報の条例第9条第2号又は第6号該当性については、次のとおり整理される。

- ① 相手方が個人であるか団体であるかにかかわらず、相手方が識別され得る情報でなければ、第2号にも第6号にも該当しない。
- ② 相手方が識別され得る情報であっても、既に公表されているか、外部に公表されることがもともと予定されているものは、第2号にも第6号にも該当しない。
- ③ 相手方たる団体が識別され得る情報で、未だ公表されておらず、かつ、

外部に公表されることがもともと予定されていないものであっても、当該情報に係る交際が、相手方とのかかわり等をしん酌して個別具体的な事例ごとに裁量によって決定される交際（儀礼的交際）としてなされていない場合は、第6号に該当しない。

- ④ 相手方たる団体が識別され得る情報で、未だ公表されておらず、かつ、外部に公表されることがもともと予定されていないものであって、当該情報に係る交際が儀礼的交際としてなされていたとしても、相手方の名称等を公にすることによって、相手方との間の信頼関係あるいは友好関係が損なわれ、又は交際事務の適切な実施を著しく困難にするおそれがあるとは認められないものは、第6号に該当しない。

#### 4 相手方の識別性について（3の(3)の①の基準の当てはめ）

##### (1) 相手方に係る情報

相手方に係る情報は、相手方たる個人の氏名及び肩書、相手方たる団体の名称及び連絡先、相手方が発行した新聞等の名称並びに相手方が関係した行事等の名称であり、いずれも、相手方たる個人又は団体が特定され得るものである。相手方が識別され得るものである。

##### (2) 識別性のある部分を除くことによる公開

しかしながら、条例は原則公開のもと、その第10条で、「実施機関は、公開請求に係る公文書に、公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが合わせて記録されている場合において、公開しないことができる情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公開の請求の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該公開しないことができる情報に係る部分を除いて、公文書の公開をしなければならない。」としている。

これは、公開しないことができる情報（以下「非公開情報」という。）に該当する部分とそうでない部分が混在する場合には、全部を非公開とせず、可能な限り非公開情報が記録された部分を除いて公開することとして、公開を原則として非公開を例外とする条例の趣旨をできるだけ活かそうとするものである。

したがって、相手方が識別され得ることにより条例第9条第2号又は第6号に該当し非公開とされることとなる情報であっても、当該情報をさらに「相手方が識別され得る情報」と「それ以外の情報」とに分けて、後者については、公開してもプライバシーを侵害するおそれや交際事務の執行に支障が生ずるおそれがないと認められる場合は、できる限り公開されるべきであるとする。

#### 5 公表の予定について（3の(3)の②の基準の当てはめ）

##### (1) 式典等の会費

支出目的が「会費」であるものには、市長等がある会に加入していることで定期的に支出するものと、随時行われる会に参加するために支出するものがある。

この中には、式典等へ市長等が参加した場合のものが含まれており、その名称等から、式典等の開催の事実や市長等の式典等への参加の事実は、既に公表されているか、外部に公表されることがもともと予定されている性質のものであると認められる。しかしながら、このような場合であっても、なお、その会費の額についてまで、必ずしも既に公表されているか、外部に公表されることがもともと予定されているとは認められない。

これに対し、市長等がこのような式典等に参加した場合のものであって、参加者全員が負担金のようなものとして一律に決まった額の会費を支出した場合のものについては、相当数の者が式典等に参加したと考えられることから会費の額も参加者等に周知となっていると認められるため、既に公表されているか、外部に公表されることがもともと予定されているといえる。

## (2) 「生花」

葬儀は多くの者が参列をするものであり、まして、市長等が列席するような葬儀というのは、既に多くの者が故人の死亡の事実及びそれに伴う葬儀の開催の事実を知っていると思われる。そして、支出目的が「生花」であるものは、生花が葬儀に際し市長等の名を付して一般参列者の目にふれる場所に飾られるのが通例であることから、市長等が特定の相手方の葬儀に生花を供えた事実は、既に公表されているか、外部に公表されることがもともと予定されていると認められ、またこれらに要した費用額についても、その生花などを見ることによりおおよそ想像がつくところである。

したがって、密葬等の特別な事情が存在するものを除き、支出目的が「生花」であるものは、既に公表されているか、外部に公表されることがもともと予定されているといえる。

## 6 儀礼的交際について（3の(3)の③の基準の当てはめ）

儀礼的交際であるというためには、市長交際費の支出の要否、内容等が、相手方とのかかわり等をしん酌して個別具体的な事例ごとに市の裁量によって決定されることが必要であるところ、支出目的が「掲載・購読料」である場合は、少なくとも支出の額は、このように決定されるものではない。また、そもそも掲載・購読料は、新聞等に広告を掲載する代金、新聞等の購入の対価として支払われる側面があるため、相手方との間の信頼関係あるいは友好関係の維持増進を目的として支出されるものとしての要素が薄いといわざるを得ず、相手方の名称等を公開することで相手方に不満や不快の念を抱かせることとなったとしても、そのこ

とが交際事務の執行に著しい影響を与えるとまではいえない。

#### 7 交際への著しい支障の存否について（3の(3)の④の基準の当てはめ）

上記の5又は6に該当しないものであっても、例えば、姉妹都市に対する記念品の贈呈、国等の機関との協議のための会費など、その交際の内容からして特に非公開を予定しておらず他との比較が問題とならないようなものは、相手方の名称等を公にしても、相手方との間の信頼関係あるいは友好関係が損なわれ、又は交際事務の適切な実施を著しく困難にするおそれがないことが明らかである。

したがって、支出目的が「会費」であるもののうち、相手方が国等の機関又はこれらに準ずる団体である場合のものは、相手方の名称等を公にしても、交際事務に著しい支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

また、支出目的が「祝金」であるものの中には、全国大会へ出場した団体への祝金の支出に係るものがあるが、この場合の交際の要否や額は、出場した大会の趣旨・規模を考慮して決定されるものであって、相手方への評価又は位置づけがそのまま反映されるものではない。

したがって、支出目的が「祝金」であるもののうち、全国大会へ出場した団体への祝金の支出に係るものは、公開されたとしても、交際事務に著しい支障を及ぼすおそれがないことが明らかであるといえる。

#### 8 債権者の担当者の氏名について

実施機関は、「債権者の担当者の氏名」は、条例第9条第2号（個人情報）に該当すると主張している。確かに、この情報は、個人の氏名であるため、本号本文に該当する。しかしながら、この情報は、債権者（生花の購入先など）が発行した領収書中の「取扱者」又は「係員」などの欄の中に捺印又は氏のみサインとして記録されたものであって、このような領収書は一般的に発行されるものであるのだから、相手方に係る情報とは異なり、既に公表されているか、外部に公表されることがもともと予定されているものとして、本号ただし書イに該当すると解するのが相当である。

したがって、「債権者の担当者の氏名」は、条例第9条第2号に該当しないと判断する。

#### 9 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

## 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成10年7月17日	諮問書の受理
平成10年11月25日	実施機関から理由説明書を受理
平成11年1月21日	異議申立人から意見書を受理
平成11年2月4日	審議（第28回審査会）
平成11年3月11日	審議（第29回審査会）
平成11年6月4日	審議（第32回審査会）
平成11年7月12日	審議（第33回審査会）
平成11年8月5日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第34回審査会）
平成11年9月13日	異議申立人から意見を聴取（第35回審査会）
平成11年10月19日	審議（第36回審査会）
平成11年11月22日	審議（第37回審査会）
平成11年12月14日	審議（第38回審査会）
平成11年12月22日	審議（第39回審査会）
平成12年1月17日	審議（第40回審査会）
平成12年2月21日	審議（第41回審査会）
平成12年3月21日	審議（第42回審査会）